

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

II 改正概要

(1) 児童自立生活援助事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正】

児童福祉法

第33条の6 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

②～⑤ （略）

<内容>

○ 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(1) 児童自立生活援助事業関係」において同じ。（※））は、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うときは、義務教育終了児童等が自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切にこれを行うものとする。

（※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

○ 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項について以下の1～4のとおりとする。

1 事業の基本方針について

（基本方針）

○ 児童自立生活援助事業者は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共同で生活する住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うものとする。また、退居した場合においても、必要に応じて継続的に相談その他の援助を行うものとする。

（入居した者を平等に取り扱う原則）